

東海村地域建設業経営強化融資制度実施要綱

平成25年7月18日
告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村と工事請負契約を締結している建設業者（以下「受注業者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日国総建第197号・国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知による融資制度をいう。以下「本制度」という。）を利用する場合における工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本制度による債権譲渡の対象となる工事は、村が発注する建設工事とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる工事は、債権譲渡の対象としない。

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 債務負担行為に係る工事（工期の最終年度の工事であって年度内に完成が見込まれるもの及び工期が次年度までの工事であって債権譲渡の承諾の依頼から1年以内に完成が見込まれるものを除く。）
- (3) 継続費に係る工事（工期の最終年度の工事であって年度内に完成が見込まれるもの及び工期が次年度までの工事であって債権譲渡の承諾の依頼から1年以内に完成が見込まれるものを除く。）
- (4) 繰越工事及び繰越しが見込まれる工事（前年度から繰り越された工事であって年度内に完成が見込まれるもの及び工期が次年度までの工事であって債権譲渡の承諾の依頼から1年以内に完成が見込まれるものを除く。）
- (5) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (6) その他債権譲渡の対象として不適当な事由がある工事

(譲渡債権額の範囲)

第3条 本制度による債権譲渡を承諾する債権の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 工事請負契約の工事が完成した場合において譲渡される工事請負代金債権の額は、建設工事請負契約書(東海村財務規則(平成2年規則第4号)第139条で定める様式第90号をいう。以下同じ。)別紙第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から前金払及び部分払により既に支払をした金額並びに請負契約により発生する村の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(2) 工事請負契約が解除された場合において譲渡される工事請負代金債権の額は、前項の規定にかかわらず、建設工事請負契約書別紙第51条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から前金払及び部分払により既に支払をした金額並びに請負契約により発生する違約金等の村の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の変更により工事請負代金の額に増減が生じた場合において譲渡される工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金の額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第4条 債権譲渡をすることができる者(以下「債権譲渡人」という。)は、中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。)の受注業者とする。

2 債権譲渡を受けることができる者(以下「債権譲受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、債権譲渡人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成

18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人を含む。)である建設業者の団体

(3) 一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 1通

(2) 工事履行報告書(様式第2号) 1通

(3) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書各1通

(4) 契約保証金相当額が保険又は保証によって担保され、かつ、保険契約約款、保証契約約款等により保証人等の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書面 1通

(5) 前各号に定めるもののほか、村長が必要と認める書類

(債権譲渡の承諾)

第6条 村長は、前条の承諾申請があったときは、速やかに必要な事項を確認し、適当と認めるときは債権譲渡承諾書(様式第3号)を債権譲渡人及び債権譲受人へ交付するとともに、債権譲渡整理簿(様式第4号)に債権譲渡を承諾した状況を記録しなければならない。

2 村長は、前項の規定による承諾をするときは、工事履行報告書により工事の出来高が2分の1以上であることを確認しなければならない。

(債権譲渡の不承諾)

第7条 村長は、債権譲渡の承諾申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しないとき又は前条に規定する提出書類の確認により承諾することが不適当と認められるときは、債権譲渡の承諾をしないものとする。この場合において、村長は、債権譲渡人及び債権譲受人に対し、承諾をしない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第5号)を交

付するものとする。

(債権譲渡後の前払金等の取扱い)

第8条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾を受けた後に工事請負代金に係る前払金又は部分払の請求をすることができない。

(出来高確認)

第9条 融資申請時までの工事に関する下請負人等への代金支払の状況及び融資制度に基づく融資に係る借入金の工事に関する下請負人等への支払の計画の確認並びに融資時の譲渡債権の担保価値の査定に係る工事の出来高の査定は、債権譲受人が行うものとする。

2 前項の場合において、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書(様式第6号)を村長に提出し、承認を得なければならない。

(債権譲渡後の通知)

第10条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第6条の規定による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結し、譲渡債権を担保とした融資が実行されたときは、速やかにこれらの契約書の写しを添えて連署により債権譲渡通知書兼融資実行報告書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(請負代金の請求)

第11条 債権譲受人は、債権譲渡人が請負契約書に定める検査に合格して工事請負代金の額が確定した場合に限り、債権の範囲内で村長に対して工事請負代金請求書(様式第8号)に債権譲渡承諾書の写しを添えて、工事請負代金の請求をすることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 26 号）
この告示は，公布の日から施行する。